

別紙3

佐那河内村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,499	千円 2,418,447	千円 59,204	千円 432,894	% 17.9	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

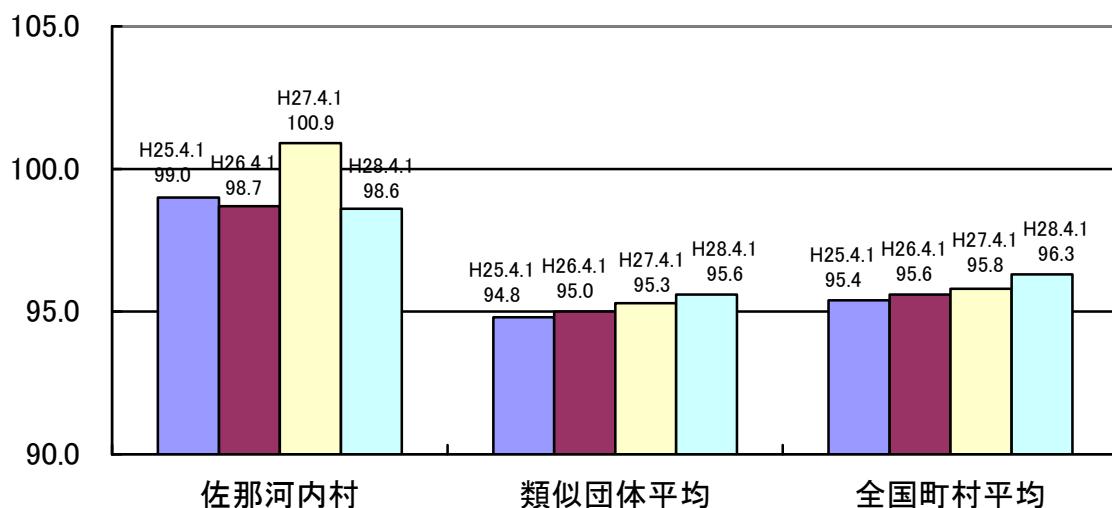
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 45	千円 157,573	千円 35,530	千円 61,623	千円 254,726		

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれております、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当無し

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、該当無し

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。若年層については引下げ無し。高齢層については最大3.7%を引き下げた。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

国基準による支給対象地域無し

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	40.3歳	312,300円	381,700円	337,103円
徳島県	44.7歳	342,832円	444,335円	376,024円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	40.9歳	297,503円	339,537円	326,381円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐那河内村	57.4歳	2人	329,300円	360,100円	342,300円
徳島県	55.1歳	61人	364,875円	400,862円	382,588円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	49.3歳	2人	287,296円	311,250円	302,527円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分	佐那河内村	徳島県	国
一般行政職	大学卒	166,100円	183,300円
	高校卒	144,600円	149,000円
技能労務職	高校卒	140,100円	146,700円
	中学卒	—円	137,900円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,300円	円	円
	高校卒	円	343,600円	366,400円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円

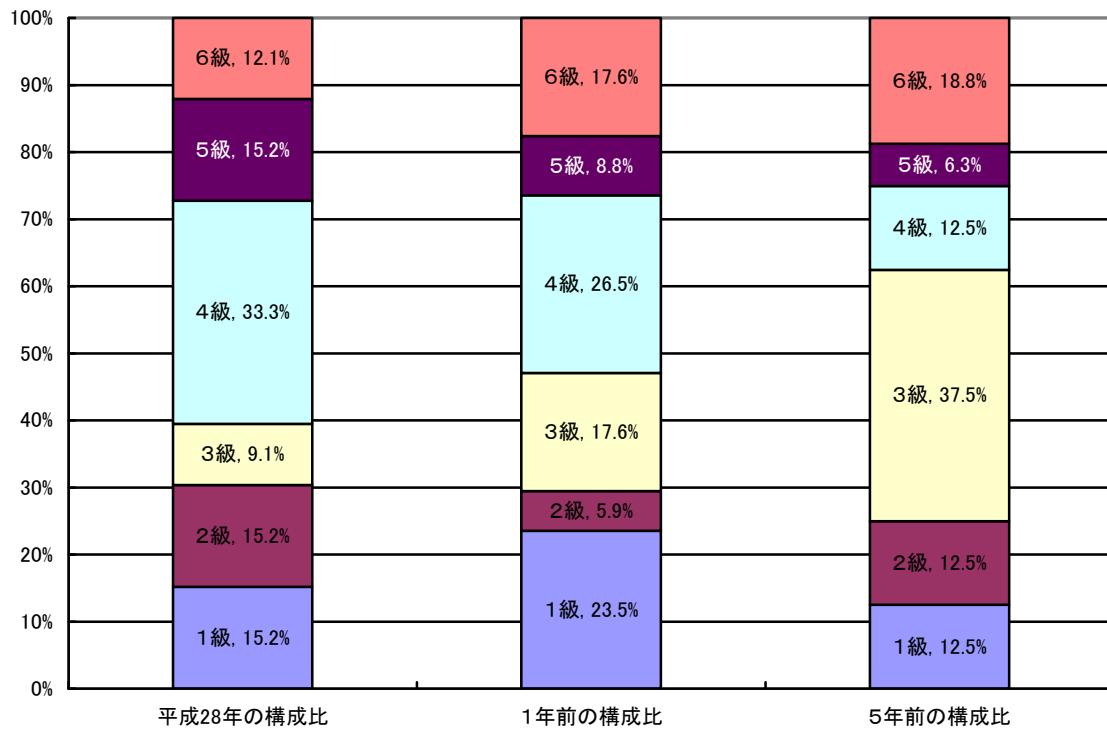
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	参事の職務 困難な業務を行う課長、主幹の職務	4人	12.1%	317,000円	409,000円
5級	課長、主幹の職務 課長補佐の職務	5人	15.2%	286,200円	391,800円
4級	主査の職務	11人	33.3%	259,900円	379,800円
3級	係長の職務	3人	9.1%	226,400円	348,800円
2級	事務主任、技術主任の職務 特に高度の知識又は経験を要する主事、技師の職務	5人	15.2%	190,200円	303,000円
1級	主事、技師の職務 主事補、技師補の職務	5人	15.2%	140,100円	246,100円

(注) 1 佐那河内村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	佐那河内村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐那河内村	徳島県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,527千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,690千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5 ~ 15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5 ~ 20 % 管理職 加算 23 ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5 ~ 20 % 管理職 加算 10 ~ 25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	佐那河内村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

佐那河内村			国		
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		(支給率)	自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(割増率 2~45%)			(割増率 2~45%)		
1人当たり平均支給額	11,912千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

制度無し

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）	388千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	32,333円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	24.5%			
手当の種類（手当数）	6			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
保育手当	保育士	保育業務	170千円	月額 5,000円
税務特殊勤務手当	税務賦課徴収担当職員	賦課徴収業務	164千円	月額 4,000円
水道特殊勤務手当	水道事業担当職員	水道業務	0千円	月額 4,000円
農業集落排水特殊勤務手当	集落排水事業担当職員	集落排水業務	52千円	月額 4,000円
野犬等へい死処理手当	その都度従事した職員	へい死処理業務	2千円	1件当たり1,000円
鳥獣処理特殊勤務手当	その都度従事した職員	鳥獣処理業務	0千円	1件当たり1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	15,920千円
職員1人当たり平均支給額(27年度決算)	379千円
支給実績(26年度決算)	10,869千円
職員1人当たり平均支給額(26年度決算)	302千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当額	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同		5,744千円	212,725円
	1人から	6,500円				
	1人 (配偶者無し)	11,000円				
	特定期間の加算	5,000円				
住居手当	家賃 23,000円	家賃額 - 12,000円	同		2,923千円	208,750円
	家賃 23,000円超え 55,000円未満	(家賃額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円				
	家賃 55,000円以上	27,000円				
通勤手当	交通機関利用 通勤距離 2km以上 運賃相当額が45,000円以下	45,000円	異	国限度額 55,000円	2,785千円	64,763円
	自動車等使用 使用距離 2km以上10km未満	4,200円	異	国区分 5km以上10km未満		
	自動車等使用 使用距離 10km以上15km未満	7,100円	同			
	自動車等使用 使用距離 15km以上20km未満	10,000円	同			
	自動車等使用 使用距離 20km以上25km未満	12,900円	同			
	自動車等使用 使用距離 25km以上30km未満	15,800円	同			
	自動車等使用 使用距離 30km以上	18,700円	異	国区分 30km以上35km未満		
	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ支給	31,500円 ～ 60,000円	異	職員の区分及び支給額	5,035千円	457,766円
宿日直手当	一般の宿日直	5,200円	異	国 4,200円	1,035千円	32,338円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料	月額等
給 料	市 区 町 村 長	588,000 円 (735,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 830,000 円／ 492,000 円
	副 市 町 村 長	533,700 円 (593,000 円)	669,000 円／ 443,000 円
報 酬	議 長	260,000 円 (円)	316,000 円／ 176,000 円
	副 議 長	222,000 円 (円)	255,000 円／ 122,400 円
	議 員	186,000 円 (円)	233,000 円／ 103,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(27年度支給割合) 2.95月分	
	副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 2.95月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 735,000円×43.5/100×在職月数	(1期の手当額) 15,346,800円 (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	593,000円×25.75/100×在職月数	7,329,480円 任期毎
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

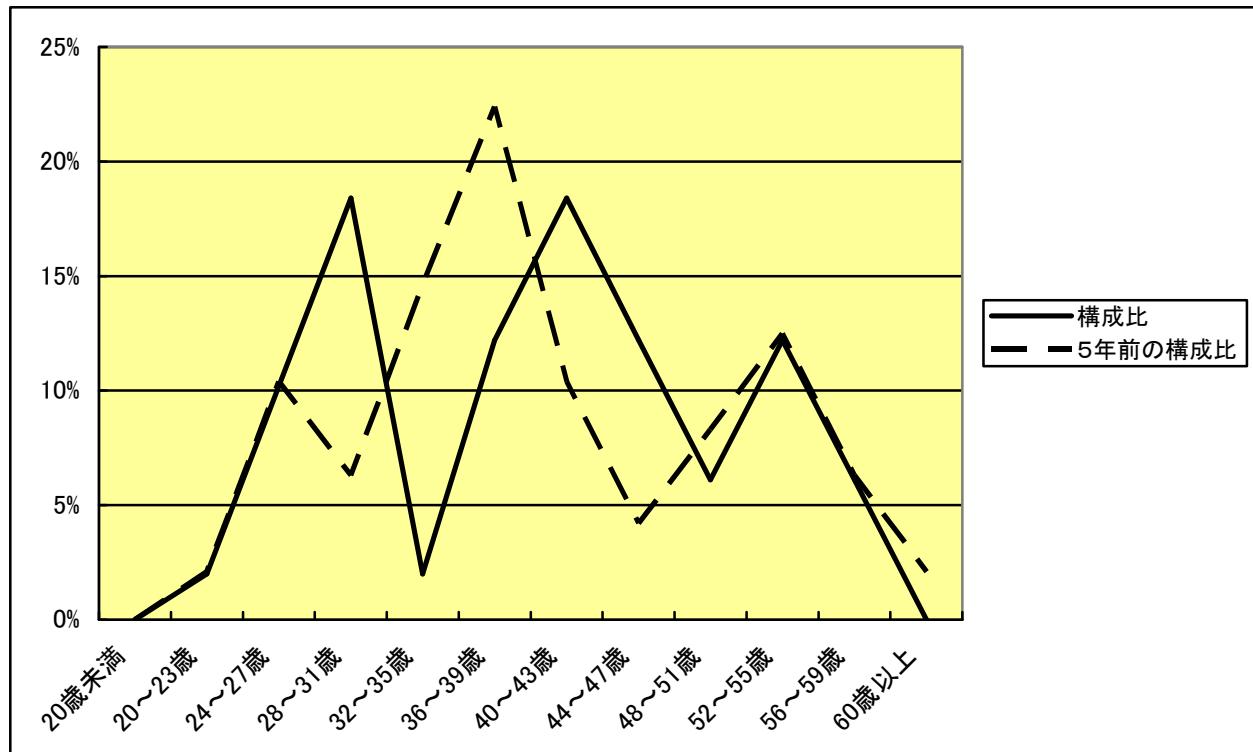
(各年4月1日現在)

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門	一般行政部門	議会 総務 税務 民生 衛生 農林水産 商工 土木	平成28年	平成27年		
		計	40	40		<参考> 人口1万人当たり職員数 160.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40人)
		教育部門	5	5		
		小計	45	45		<参考> 人口1万人当たり職員数 180.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85人)
	公会 営計 企部 業門 等 門	水道 下水道 その他	1 1 2	1 1 3	▲1	後期高齢者医療広域連合派遣職員 の派遣期間満了による減
		小計	4	5		
合計			49 [65]	50 [65]	[]	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.08人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	0	1	5	9	1	6	9	6	3	6	3	49

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	23年	24年	25年	26年	27年	28年		
一般行政	36	36	37	38	40	40		4(11.1%)
教育	7	7	6	6	5	5		▲2(▲28.6%)
消防	-	-	-	-	-	-		-(%)
普通会計計	43	43	43	44	45	45		2(4.7%)
公営企業等会計計	5	4	4	5	5	4		▲1(▲20.0%)
総合計	48	47	47	49	50	49		1(2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

無し